ワールドイベントリンク　受注型企画旅行条件書

この書面は旅行業法第 12 条の 4 に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第 12 条の 5 に定めるところの契約書面の一部となります。

1　受注型企画旅行契約

1. この旅行は、ワールドイベントリンク株式会社［大阪市中央区平野町 2 丁目 5 番 14 号　FUKU BLD. 702　大阪府知事登録　旅行業第 3-2655 号］（以下「当社」といいます。）の受注型企画旅行で、お客様は当社と企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
2. 当社は、お客様からの依頼による旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。
3. 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）ならびに当社旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）によります。

2　旅行の申し込みと旅行契約の成立

1. 当社は受注型企画旅行の申し込みをしようとするお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行代金、その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」）といいます。）を交付します。
2. 当社は前項の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます。）の金額を明示することがあります。
3. 第１項の企画書面に記載された企画の内容に関し、当社に受注型企画旅行契約の申し込みをしようとするお客様は当社所定お申込書（以下、「申込書」といいます。）に所定の事項を記入のうえ、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金（その内訳として金額が明示された企画料を含みます。）、又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。

旅行代金	申し込み金（お一人様）
旅行代金が 30 万円以上	50,000 円　以上旅行代金まで
旅行代金が 15 万円以上 30 万未満	30,000 円
旅行代金が 15 万円未満	20,000 円

4. 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けることがあります。この場合、旅行契約は予約の時点では成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して7日以内に申込書と申込金を受領した時に成立するものとします。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合は、予約はなかったものとして取り扱います。
5. 旅行参加中に特別な配慮を必要とするお客様は、予約申込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。
6. 前項の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様負担とします。
7. 当社は、団体・グループ契約の場合で、契約責任者と旅行契約を締結するに際し、申込金のお支払いを受けることなく契約締結の承認のみにより旅行契約を成立させることがあります。この場合、当社が契約責任者に申込金に支払を受けることなく旅行契約を締結する旨を記載した契約書面を交付したときに旅行契約が成立するもの」とします。
8. 指定の銀行口座への旅行代金の振り込みがあった場合には、当社の領収書は銀行の発行する振込受領書をもって代えさせていただきます。

3. 団体・グループ契約

1. 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代表権を契約責任者が有してるものとみなします。
2. 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を提出していただきます。
3. 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。
4. 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
5. 当社は、契約責任者から構成者変更のお申し出があった場合可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加および変更に要する費用は、構成者に帰属するものとします。

4　申し込み条件

1. 未成年の方は保護者の同意が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件とする場合があります。
2. 特定の旅客層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については年令、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
3. 障害のある方、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を害しておられる方、あるいは妊娠中など特別の配慮を必要とする方は、その旨を予約申込時にお申し出ください。当社

は可能な範囲内でこれに応じます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、旅行の安全かつ円滑な実施に支障をきたすと当社が判断するときはお申し込みをお断りさせていただくか、または付添者の同行等を条件とすることがあります。

4. お客様が旅行中に疾病、障害その他の事由により、医師の診断または加療が必要と当社が判断する場合は、当社は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

5. お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。また、お客様のご都合により旅行の行程から離脱する場合は、事前にその旨および復帰の有無について必ず当社、添乗員もしくは現地係員にご連絡いただきます。

6. お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

7. 日本以外の国籍をお持ちのお客様は別途の手続、手配等が必要となる場合がありますので、必ずお申込み時にお申し出ください。

8. その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りすることがあります。

5. 企画書面の交付

1. 当社は、当社に受注型企画旅行契約のお申込みをしようとするお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます）を交付します。

2. 当社は前項の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます）の金額を明示することがあります。

6 旅行契約書面と最終日程表の交付

1. 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は、本旅行条件書、申込書控え等により構成されます。

2. 前号の契約書面を補完する書面として、当社は確定した旅行日程、利用運送機関および宿泊機関等が記載された確定書面（最終日程表）を旅行開始日の前日までにお渡しします。なお、確定書面のお渡し前であっても、お客様からのお問い合わせがあった場合には、当社は手配状況についてご説明いたします。

7 旅行代金とお支払い方法

1. 旅行代金とは契約書面に旅行代金として表示した金額をいいます。ただし、別途の案内書面に記載した、お１人部屋を使用される場合や航空機、宿泊機関のクラス変更等の追加代金がある場合にはこれを加算します。

2. 前号の代金の額は申込金、取消料、違約料および変更補償金を算出する際の基準となります。

3. 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって２１日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって２１日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

4. 当社は各種クレジットカードによるお支払いを受け付けておりません。

8 旅行代金に含まれるもの

1. 旅行日程に記載した航空機、船舶、鉄道、バス等利用運送機関の運賃・料金（この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金（原価水準の異常な変動に対応する為、一定の期間及び一定の条件かに限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。以下同様とします。）を含みません。（コースにより等級が異なります。）

2. 旅行日程に記載した宿泊料金および税・サービス料金（パンフレット等に特に記載がない限り、２人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。）

3. 旅行日程に記載した食事料金および税・サービス料金

4. 旅行日程に記載した観光料金（ガイド料金、入場料金）

5. 手荷物の運搬料金 お１人様スーツケース１個の手荷物運搬料金。（お１人様２０kg 以内が原則となっておりますが、クラス・方面によって異なりますので詳しくは係員におたずねください。）手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続を代行するものです。

6. 団体行動中のチップ

7. 添乗員付コースの場合は添乗員が同行するために必要な諸費用

※上記諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9 旅行代金に含まれないもの

前第6項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

1. 超過手荷物料金（各種運送機関で定めた重量・容量・個数を超えるもの）

2. クリーニング代、電報・電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用およびこれに係わる税・サービス料金

3. 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続取扱料金等）

4. 希望者のみ参加されるオプショナルツアー（別途料金の小旅行）の代金

5. 日本国内の空港施設使用料

6. 日本国内のご自宅と集合地・解散地間の交通費、宿泊費等

7. 旅行日程中の各国空港税。但し空港税を含んでいることを表記されているコースを除きます。コースにより旅行代金とは別に日本にてお支払いいただく場合があります。

8. 傷害・疾病に「関する医療費

9. お客様のご希望によりお一人部屋をしようされる場合の追加代金

10. 運送機関の課す付加運賃・料金、「燃油サーチャージ」等。

10 渡航手続

旅行に必要な旅券(パスポート)、査証(ビザ)、再入国許可および各種証明書(以下「渡航書類」といいます。)の取得については、お客様自身で行っていただきます。旅券の有効期限等は渡航先国により条件が異なりますのでご注意ください。(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。) ただし、取扱店では所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部を代行します。この場合、取扱店はお客様ご自身の事由により旅券、査証の取得ができなくても その責任を負いません。

11 旅行契約内容の変更

1. お客様は、当社に対し、旅行日程、旅客サービスの内容、その他の受注型企画旅行契約の内容(以下、「契約内容」といいます。)を変更するように求めることができます。この場合において、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。

2. 当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

12 旅行代金の変更

1. 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。ただし旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。

2. 第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

3. 第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、旅行サービスの提供が行われているにも係わらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更(オーバーブッキング)の場合を除き当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

4. 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13 お客様の交替

1. お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ、所定の事項を記入のうえ、当社に提出していただきます。この際、交換に要する手数料としてお一人様1万円をいただきます。

2. 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があったときに効力を生ずるものとし、以後旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利および義務を承継するものとします。

3. 当社は、旅行サービス提供機関への旅行者名の登録等の事由により交替を承諾できない場合があります。この場合、契約者であるお客様は次項により旅行契約を解除し、契約上の地位を譲受されようとしたお客様は本条件書の定めるところにより当社と新たに旅行契約を締結していただきます。

14 旅行契約の解除・払い戻し

1. 旅行開始前の解除・払い戻し

(1)お客様の解除権

ア. お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、下表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社または旅行業法で規定された「受託営業所」のそれぞれの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただき、確認したときを基準とします。

旅行契約の解除期日	取消料(お一人様)
旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日から31日目にあたる日まで	旅行代金の 10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日から3日目にあたる日まで	旅行代金の20%

旅行開始日の前々日および前日	旅行代金の 50%
旅行開始日の当日	旅行代金の 50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%

注① :「ピーク時」とは、4月27日から5月6日まで、7月20日から8月31日まで、および12月20日から１月7日までをいいます。

注② 特定コース（現地参加の登録料、手配内容に特別な取消料が発生する旅行等）については、別途お渡しする旅行条件書または旅行案内書面記載の旅行条件、取消料によります。

イ. お客様のご都合で旅行開始日を変更される場合、お客様が当初の旅行契約を解除し新たな契約をお申込みいただくこととなります。この場合取消料の対象となります。

ウ. 各種ローンの取扱手続き上およびその他渡航手続き上の事由により、旅行契約解除の場合も上記の取消料の対象になります。

エ. お客様は、次の各一項に該当するときは、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

a）第１１項に基づき、契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第21項の別表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。

b）第12項（1）に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。

c）災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

d）当社がお客様に対し、第6項の（2）に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までお渡ししなかったとき

e）当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

オ. 当社は本号(1)アイウにより旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた額を払い戻します。取消料を申込金がまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本号①のエにより旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）全額を払い戻します。

カ. お客様の任意で旅行サービスの一部を受領しなかったとき、または途中離脱された場合は、お客様の権利放棄となり、一切の払い戻しをいたしません。

（2）当社の解除権

ア. お客様が第7項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、旅行契約を解除することがあります。この場合、本項（1）のアに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ. 次の各項目に該当するときは当社は旅行契約を解除することがあります。

a）お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年令、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b）お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

c）お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

d）お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、ピーク時に旅行を開始するものにあっては、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前までに、また、ピーク時以外に旅行開始するものにあっては、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

e）スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

f）天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、また不可能となるおそれが極めて大きいとき。

ウ. 当社は、本項1の（2）のアにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いた額を払い戻します。 また、本号1の（2）のイにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻します。

2. 旅行開始後の解除・払い戻し

（1）お客様の解除権

ア. お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領しなかったとき、又は、途中離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、当社は一切の払い戻しをいたしません。

イ. お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスを受領できなくなったときは、お客様は取消料を支払うことなく当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係わる金額を払い戻します。ただし、当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料、その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用にかかる金額を差し引いたものをお客様へ払い戻します。

（2）当社の解除権

ア. 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

a）お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

b）天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

c）参加者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

イ. 解除の効果および払い戻し

当社が前アにより旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は将来に向かってのみ消滅します。お客様が既に受けた旅行サービスに関する当社の　債務については、有効な弁済がなされたものとします。この場合において、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係わる費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、またはこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差引いた額を払い戻します。

ウ. 本項2の（2）アーa）、b）、c）により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が出発地へ戻るために必要な手配をします。なお、これに要する一切の費用は、お客様の負担とします。

エ　旅行代金の払い戻し

当社は、第12項（1）、（2）、（4）の規定により旅行代金を減額した場合、または前12項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。

15　旅程管理

当社は、次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力します。

（1）お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

（2）前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

（3）当社は旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

16　当社の指示

お客様は、旅行開始後、旅行終了までの間において団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

17　添乗員等の業務

（1）添乗員の同行の有無は契約書面または旅行案内書面に明示します。

（2）添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。

（3）添乗員が同行しない旅行にあっては、現地において当社が手配を代行させる者（以下「手配代行者」といいます）により行わせ、その者の連絡先を最終日程表に明示いたします。

（4）添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

18　当社の責任

（1）当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときはお客様が被られた損害を賠償します。

（2）当社の責任の範囲は、当社及び上記手配代行者の故意・過失により、お客様に損害を与えた場合までに限られ、当社または、手配代行者が手配した運送・宿泊機関などの旅行サービス提供機関（航空機、鉄道、バス、ホテル等）の故意・遺失により、お客様に損害を与えたときは当該旅行サービス提供機関の責任となります。

（3）お客様が次に例示するような当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により、損害を被られたときには、当社は本項⑴の責任は負いません。

ア. 天災地変、戦乱、暴動、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

イ. 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは、旅行の中止

ウ. 官公署の命令、外国人の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行内容の変更、旅行の中止

エ. 自由行動中の事故

オ. 食中道

カ. 盗難、詐欺等の犯罪行為

キ. 運送、宿泊機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更などまたは、これらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮

ク. 運送、宿泊機関等の事故、火災または第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害事故による障害治療費用、病気による死亡、治療費用、損害責任、救援者費用等には一切適用されません。

ケ その他、当社の関与し得ない事由

(4)手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。ただし損害額の如何にかかわらず、当社の賠償額はお 1 人様あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)とします。

19 特別補償

(1) 当社は、前項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社特別補償規定で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または荷物に被られた一定の損害について、補償金および見舞金を支払います。 ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム等については、保証いたしません。

※事故に要る傷害治療費用、病気による死亡、治療費用、賠償責任、救援者費用には一切適用されません。

(2) お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、受注型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金を支払いたしません。ただし、当該運動が、旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(3) 当社が前項(当社の責任)を負うことになったときは、この補償金は当社が負うべき損害補償金の一部または全額に充当します。

(4) 当社は求めに応じてお客様が本旅行の日程から離れて行動するための手配を受けることがありますが、この場合当該別行動の旅行は手配旅行契約に基づくものとなり、本項特別保証の適用はありません。

(5) 当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

20 お客様の責任

(1)お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を被った場合は、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2)お客様は当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利義務・その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

21 オプショナルツアー

(1)当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する小旅行(以下「オプショナルツアー」といいます。)のうち、当社が主催するものの第19項の特別補償の適用については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。

(2)当社以外の者が主催するオプショナルツアーに参加された場合、当社は第18項の特別補償規定は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

22 旅程保証

(1)当社は、別表 1 に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次の①②を除き、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払いますただし、当該変更について当社に第18項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部として支払います。

1. 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただしサービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変

イ. 戦乱

ウ. 暴動

エ. 官公署の命令

オ. 欠航、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止

カ. 遅延、不通、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置

2. 第14項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

3. 別表1に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最終旅行日程表に記載した日程からの変更の場合で、募集パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合」は、当社は変更補償金を支払いません。

4. パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

（2）本項（1）の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

（3）当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替えて、同等価値以上の物品・サービスの提供をする場合があります。

【 別表1 】

当社が変更補償金を支払う変更	1 件当たりの率（%）	
	旅行開始日の前日迄にお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
(1)契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
(2)契約書面に記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含みます）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
3)契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0%	2.0%
(4)契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
(5)契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
(6)契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
(7)契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
(8)契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
(注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。		
(注2)確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上でこの表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービス内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。		
(注3)(3)又は(4)に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。		
(注4)(4)に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。		
(注5)(4)又は(7)若しくは(8)に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。		

23 航空会社のマイレージについて

当社の受注型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ、登録などはお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず当社は責任を負いません。

24 旅行条件、旅行代金の基準

この旅行条件は2020年4月1日を基準としております。また、旅行代金は2020年4月1日以降に出発する旅行に適用される運賃として予定されている航空運賃・適用規則を基準としています。

25 個人情報の取扱いについて

(1)当社は、旅行申込みの際に提出された個人情報については、お客様との間の連絡のために利用させていただく他、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

(2)当社ではお客様の同意がある場合、当社の旅行商品や特典サービスの情報、キャンペーンのご案内をお客様に提供させていただくことがあります。

26 その他

(1)お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます

(2)お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には万全を期しておりますが、お買物の際は、お客様の責任で購入ください。

(3)当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4)こども代金が設定されている場合は、旅行開始日の当日を基準に満2歳以上、12歳未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2歳未満で航空座席及び客室におけるベッドを使用しない方に適用します。

(5)当社が受注型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについて日程表に記載している国際線発着空港を出発(集合)してから、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。

(6)日本国内空港から本項(5)の発着区間を、普通運賃または旅行案内書面に記載の追加料金(または無料)で利用される場合、この部分は受注型企画旅行契約の範囲に含まれません。

※本受注型企画旅行条件書に記載のない事項は、当社の旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)に定めるところによります。

お客様へ「ご案内とご注意」

<パスポートとビザについて>

●アメリカ合衆国へのご旅行または経由をされるお客様は、お持ちのパスポートが機械読取式(MRP)かどうかご確認ください。お持ちのパスポートが機械読取式でない場合(非MRP)アメリカのビザが必要となります。アメリカのビザを取得されるか、もしくはパスポートを更新してください。

●日本国籍以外の方は、ご自身にて自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所等にお問い合わせのうえ、ビザおよび再入国許可、パスポートの残存有効期間等の確認および手続きをお済ませください。

<特別な配慮を必要とされるお客様へ>

●お体の不自由なお客様、慢性疾患、妊娠中の方などは、ご旅行のお申込時にその旨をお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲で応じさせていただきます。また、健康診断書の提出や介護者・同伴者の同行などを条件とさせていただくか、ご参加をお断りさせていただく場合もございます。その他、当社の業務上の都合によりご参加をお断りさせていただく場合もあります。

<海外危険情報について>

●ご旅行のお申込み後、ご旅行目的地に「渡航の是非を検討してください」以上が発出された場合、当社は旅行契約の内容を変更または解除することがあります。しかし、各種情報をもとにお客様の安全の確保および旅程管理出来ると判断した場合には、旅行を催行いたします。この場合においてお客様の判断にて旅行を取りやめられる場合、当社は、所定の取消料をいただきます。

<海外旅行保険について>

●ご旅行中の病気や事故、盗難などに備えて、必ず海外旅行保険に加入されることをおすすめします。海外での治療費や賠償金は高額になる場合があります。

<航空会社のサービスについて>

●航空会社による座席配分または航空機の座席配列もしくは混雑状況、チェックインの時間等により、グループ、カップル、ハネムーン、ご家族でのご参加の場合でも、隣合せの席やその他ご希望に添えない場合があります。またエコノミークラスの場合、通路側、窓側のご希望は必ずしもお受けできません。

●悪天候、天災地変、交通機関の遅延、不通、スケジュールの変更、ストライキ、経路変更等による旅行日程の変更、目的地滞在期間の短縮および観光地の変更、削除が生じる場合があります。このような当社の関与し得ない事由の場合、当社は免責となりその責任は負いかねますが、当初予定する日程に従った旅行サービスが提供できるように手配努力します。その場合、現地にて追加手配した交通費、宿泊費等はお客様のご負担となります。

≪取り扱い旅行会社≫

ワールドイベントリンク株式会社　大阪府知事登録旅行業　第3－2655号　総合旅行業務取扱管理者　濵田尚宏

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2 丁目 5 番 14 号 FUKUBLD. 702　TEL06-6226-8750　FAX06-6226-8751